

第2号議案

事務局内のグループ及び権限表の変更について

(案)

1. 業務規程第9条第5項に基づき、以下のとおり、総務部に新たに1グループを置き、関連するグループの業務分掌を7月1日より変更する。

現行		変更後	
グループ名	業務分掌	グループ名	業務分掌
総合調整グループ	総合調整、役員・秘書、理事会	事務統括グループ	総合調整、役員・秘書、通常総会・臨時総会・評議員会・理事会運営の統括
総務グループ	通常総会・臨時総会、評議員・評議員会、文書・情報の管理、建物・備品、防災・災害対策、法務、環境		
人事グループ、広報グループ、経理グループ、情報システムグループ	(略)	業務グループ	理事会の運営に関する庶務、防災・災害対策
		総務グループ	通常総会・臨時総会の運営に関する庶務、評議員・評議員会の運営に関する庶務、文書・情報の管理、建物・備品、法務、環境
		人事グループ、広報グループ、経理グループ、情報システムグループ	(変更なし)

2. 第3回理事会にて、事務局の職制及び権限に関する規程に基づき定めた権限表を以下の通り7月1日より変更する。(変更内容=下線部を追加し、抹消線部を削除)

権限表

(凡例：○=各職位の所管の範囲で決裁できる、金額=予算の範囲内かつ各職位の所管の範囲で1件当たり表示金額を上限に決裁できる)

1. 各部共通				
項目	事務局長	部長、 紛争解決対 応室長、 監査室長	<u>副部長</u> 、システム アクセス室長、 所長、 マネージャー	当直長、 副室長、 副所長
官公庁その他に対する諸願届、報告 (重要なものを除く。)	○	○ (緊急時に 限る。)		
広報及び情報公表の内容の決定(日 常的な業務運営に関するものに 限る。)		○		
会員等に対する連絡・依頼文書の作 成(日常的な業務運営に関するもの に限る。)	○ (各部等 横断的な 内容に限 る。)	○		
職員の事務処理のための様式等の制 定		○		
配下の職位及び職員に対する出張命 令(海外出張を除く)	○	○	○ (宿泊を伴わ ない出張に限 る。)	
書籍等の購入		10万円		
会議費用その他雑費用の支出	50万円	30万円	10万円	
2. 総務部				
項目	事務局長	総務部長	<u>副部長</u> 、 マネージャー	—
会員の加入・脱退		○		
職員の異動(部内における所属グル ープの変更に限る。)		○		

職員研修の実施		100 万円		
健康診断、安全衛生行事の実施		○		
各部・室への予算の配分(各部共通の権限に関するものに限る。)		○		
物品・役務の購買(入札の実施及び契約の締結を含む。)		160 万円		
委託又は請負契約の締結(入札の実施を含む。)		250 万円		
賃貸契約の締結(入札の実施を含む。)		80 万円		
<u>入札予定価格の決定</u>		<u>○</u>		
振替に係わる会計処理		○		
消費税の申告、納付		○		
送金、振込手数料の支払		○		
法定資格者の選任、解任		○		
<u>業務規程第105条の2に基づき策定する標準規格の軽微な変更</u>		<u>○</u>		
3. 運用部				
項目	事務局長	運用部長	<u>副部長、</u> マネージャー、 所長	当直長
業務規程第7章(需給状況の監視)に基づく需給に関する計画の取りまとめ、公表(月間、翌日)		○ (月間)	○ (週間以降)	○ (週間以降、日勤不在時に限る。)
業務規程第8章(需給状況の悪化時の指示等)に基づく会員等への指示・要請		○		○ (緊急時に限る。)
業務規程第9章(地域間連系線の管理)に基づく運用容量・マージン・空容量の算定、公表		○ (月間)	○ (週間以降)	○ (週間以降、日勤不在時に限る。)
業務規程第9章(地域間連系線の管理)第66条(連系線の計画潮流)に基づく供給先未定発電事業者等の計画書等の妥当性の確認※		○		

業務規程第9章（地域間連系線の管理）に基づく連系線の計画潮流の管理（利用計画・通告値の登録及び変更）、送電可否判定、混雑処理			○	○ (翌々日～当日)
業務規程第9章（地域間連系線の管理）第77条（空おさへの抑制の仕組み）に基づく賦課金を課す対象となる連系線の設定			⊖ -(計画変更賦課金)-	○ -(通告変更賦課金)-
業務規程第9章（地域間連系線の管理）第78条（マージンの利用）に基づくマージンの利用の承認及び取消		○		
業務規程第9章（地域間連系線の管理）第80条（緊急時の連系線の使用）第1項に基づく連系線の運用容量拡大の承認、同条第2項に基づく一般電気事業者たる会員に対する報告の請求		○		○ (緊急時に限る。)
業務規程第9章（地域間連系線の管理）に基づく業務に関する系統利用者からの系統コード申請への回答			○	
業務規程第10章（作業停止計画の調整）第88条第2項に基づく <u>月間作業停止計画の承認</u> 及び第11章（系統情報の公表）第92条に基づく同計画の公表		○ -(月間)-	⊖ -(週間以降)-	⊖ -(週間以降、早勤不在時に限る。)-
業務規程第10章（作業停止計画の調整）第90条第2項に基づく <u>年間作業停止計画の変更・追加の承認及び第11章（系統情報の公表）第92条に基づく同計画の公表</u>		○	○ (当該作業により、連系線運用容量が変更にならないものに限る。)	
業務規程第10章（作業停止計画の調整）第90条第2項に基づく <u>月間作業停止計画の変更及び計画外作業停止の承認並びに第11章（系統情報の公表）第92条に基づく同計画及び同計画外作業停止の公表</u>		○	○ (当該作業により、連系線運用容量が変更にならないものに限る。)	○ (当日作業または祝休日・夜間に承認を要するものに限る。)
業務規程第11章（系統情報の公表）に基づく作業停止の実績の公表				○
業務規程第11章（系統情報の公表）に基づく連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線の故障状況の公表			○	○ (緊急時に限る。)

4. 計画部				
項目	事務局長	計画部長	副部長、 マネージャー、 室長	副室長
送配電等業務指針第35条に基づく、実施案の応募者に対する情報提供（守秘義務契約の締結を含む。） ※		○		
業務規程第6章（システムアクセス）に基づく一般電気事業者たる会員に対する各種依頼・要請			○	
業務規程第6章（システムアクセス）に基づく申込書類の受付及び修正要請				○
業務規程第6章（システムアクセス）に基づく発電設備等系統連系希望者に対する回答遅延の理由等の説明			○	
5. 紛争解決対応室				
項目	事務局長	紛争解決対 応室長	—	—
業務規程第17章（苦情及び相談）に基づく会員等からの苦情・相談に対する回答（軽易な調査又は調整により対応できるものに限る。）		○		
<u>あっせん・調停手続に関する規程（第15条、第18条、第19条、第20条、第34条、第35条、第36条、第42条）に基づく通知</u>		○		
<u>あっせん・調停手続に関する規程（第19条、第20条、第22条）に基づくパネル実施者の選任、解任（除斥・忌避を含む）</u>		○		
<u>あっせん・調停手続に関する規程（第18条、第19条、第20条）に基づくパネル候補者に対する連絡・確認</u>		○		

※業務規程変更案及び送配電等業務指針策定案について、経済産業大臣の認可を受けた日から効力を発する。

